わかるかわる 岡山市

桃太郎のまち岡山

岡山市広報連絡資料<レク付き資料提供>

令和7年2月27日

岡山市職員の懲戒処分等について

令和7年2月27日付で以下のとおり懲戒処分等を行いました。

1 被処分者

岡山市北区中央福祉事務所 副主査級 40代 男性

2 処分内容

停職 6月

3 事案の概要

当該職員は、令和7年2月2日(日)16時ごろ、性的な興味や関心を持って、岡山市中区にある高等学校敷地内の女子トイレに侵入した後、トイレから退出したところを同校の職員に確保され、その後、岡山中央警察署員により、建造物侵入の罪で現行犯逮捕されました。

4 処分理由

当該職員がした行為は、全体の奉仕者として、法を守り、市民の模範となり、高い廉潔性を求められる市職員にあるまじき行為であって、市民の信頼を裏切り、市職員全体の名誉と信用を失墜させるものです。

よって、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の懲戒事由該当として、処分を行うこととしました。

5 管理監督責任

上司である所属長に対し口頭による注意を行いました。

6 その他(再発防止)

職員に対し、総務局長名にて、綱紀の厳正等について文書をもって通達します。

【参考】

○　地方公務員法（抜粋）

（懲戒）

第二十九条　職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

一　この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合

二　職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

三　全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

【問い合わせ先】

岡山市　人事課　　宮本・藤本　　直通086-803-1090　内線3420